

学籍異動（休学・復学等）に伴う各種届出について

令和7年3月31日または令和7年4月1日付で以下の1～7に掲げる学籍異動を予定している方は、**令和7年1月6日（月）**から**令和7年1月17日（金）**までに手続きを行ってください。

提出書類の様式は、[文学部・人文社会系研究科ホームページ](#)よりダウンロードするか、学生支援チーム大学院担当の窓口にて受領してください。

すべての書類は届出に応じた提出フォームを通じて提出してください。学生支援チームから個別に指示がある場合を除き、メール添付による提出は受け付けませんのでご注意ください。

提出フォーム（休学）：<https://forms.office.com/r/P1q6sM89Ac>

提出フォーム（海外渡航申請）：<https://forms.office.com/r/WjcZQBtQTH>

提出フォーム（休学・海外渡航申請以外）：<https://forms.office.com/r/VUAB8QMeFp>

※退学願、在学期間延長届、復学願、留学許可願、研究指導委託申請書、学術調査等のための海外渡航申請書・帰国届、単位分割認定願は[提出フォーム（休学・海外渡航申請以外）]から提出してください。

退学願様式請求フォーム：<https://forms.office.com/r/gbb7hYTQgk>

※退学願の様式はホームページに掲載していないので、こちらのフォームから請求してください。事前説明とともに様式を送付します。退学願以外の様式はホームページより入手可能ですので本フォームから請求しないでください。

1. **在学期間延長**：在学期間（休学期間を除く）が標準修業年限（※1）を超え、引き続き在学を希望する方。（※1）標準修業年限は、修士2年、博士3年

◆修士論文（題目届）撤回者も、在学期間を延長する場合は必ず提出してください。

◆博士課程の学生で、再度延長を希望する方（4年を越えて引き続き在学を希望する方）も、改めて提出が必要です。

2. **復学**：休学許可期間が終了する方。休学を継続する場合は提出不要です。

◆復学と同時に在学期間延長となる場合は、復学願と在学期間延長願の両方を提出してください。

3. **休学（※）**：休学を希望する方。継続する場合も再度提出が必要です。

◆原則として以下の(1)～(4)の授業料区分（前期（4月1日から9月30日）・後期（10月1日から翌年3月31日））に応じた休学期間により申請してください。1回の手続きで申請できる期間は1年以内です。

(1) 4月1日から9月30日（6か月）

(2) 4月1日から翌年3月31日（12か月）

(3) 10月1日から翌年3月31日（6か月）

(4) 10月1日から翌年9月30日（12か月）

◆許可された休学期間中に異なる理由により休学をすることになった場合も改めて休学の手続きを行ってください。

◆休学後に引き続き在学する方で、在学期間の延長が必要となる場合は、休学願の提出時ではなく、復学時に復学願と併せて在学期間延長願を提出してください。

4. **留学** (※) : 休学することなく在学の身分のまま海外の大学へ留学する方 (1 年以内)。協定による交換留学等が含まれます。
5. **研究指導の委託** (※) : 休学することなく在学の身分のまま国内の他の大学の大学院または外国の大学の大学院等において研究指導の一部を受ける方 (1 年以内。ただし博士課程においてはさらに 1 年以内に限り延長申請可)。
6. **海外における学術調査等** (※) : 休学することなく在学の身分のまま 2 か月以上にわたり海外へ渡航して学術調査等に従事する方。(1 年以内。ただし博士課程においては 6 か月以内に限り延長申請可)。

◆海外における学術調査等の期間が終了する方は「学術調査等の帰国届」を必ず提出してください。

(※) 2 か月以上にわたり海外渡航する場合は、上記 3~6 のいずれかの学籍上の手続きを取ってください。また、海外渡航申請書を提出してください。

7. **退学** : 退学または満期退学を希望する方。提出書類の様式はホームページに掲載していませんので、様式請求フォームより様式の請求をしてください。事前説明とともに様式を送付します。なお、学生支援チーム大学院担当の窓口でも受領できます。

★在籍・在学期間が満了になっても、自動的に満期退学にはなりません。必ず手続きを行ってください。

<注意事項>

- 提出フォーム・様式請求フォームはご自身の UTokyo Account にサインインした状態で入力をお願いします。
- 期限までに書類を提出できない事情がある場合には、**提出期限到来前に**余裕を持って学生支援チーム大学院担当へご相談ください。期限後にご相談いただいても対応できないことがあります。
- 学術的な目的で海外へ渡航する場合には、渡航前に海外渡航申請が必要となります。海外渡航申請提出フォームにて必要事項を入力の上、提出してください。

令和 6 年 12 月 1 日

人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当